

特許法等関係手数料令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（特許法関係手数料）
 第一条（略）
 2 特許法第九十五条第二項（工業所有権に関する手続等の特
 例に関する法律第三十九条の三の規定により手数料の軽減を受
 ける場合を含む。）の規定により納付すべき手数料の額は、次
 の表のとおりとする。

（特許法関係手数料）
 第一条（略）
 2 特許法第九十五条第二項（工業所有権に関する手続等の特
 例に関する法律第三十九条の三の規定により手数料の軽減を受
 ける場合を含む。）の規定により納付すべき手数料の額は、次
 の表のとおりとする。

納付しなければならない者	金	額
一 特許出願（次号に掲げるものを除く。）をする者	一件につき	一万五千元
二 特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願をする者	一件につき	二万四千元
三 特許法第八十四条の五第一項の規定により手続をすべき者	一件につき	一万五千元

納付しなければならない者	金	額
一 特許出願（次号に掲げるものを除く。）をする者	一件につき	一万六千元
二 特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願をする者	一件につき	二万六千元
三 特許法第八十四条の五第一項の規定により手続をすべき者	一件につき	一万六千元

四	特許法第百八十四条の二十第一項の規定により申出をする者	一件につき一万五千円
五	(略)	(略)
十四	(略)	(略)

3・4 (略)

(商標法関係手数料)

第四条 (略)

2 商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

納付しなければならない者	金 額
一 商標登録出願をする者	一件につき三千四百円に一の区分につき八千六百円を加えた額
二 防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者	一件につき六千八百円に一の区分につき一万七千二百円を加えた額

四	特許法第百八十四条の二十第一項の規定により申出をする者	一件につき一万六千円
五	(略)	(略)
十四	(略)	(略)

3・4 (略)

(商標法関係手数料)

第四条 (略)

2 商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

納付しなければならない者	金 額
一 商標登録出願をする者	一件につき六千円に一の区分につき一万五千円を加えた額
二 防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者	一件につき一万二千円に一の区分につき三万円を加えた額

3 (略)	九	八 三 了 (略)
	<p>商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）附則第十一条第一項の規定により重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の申請をする者</p>	(略)
	一件につき二万二千円	

3 (略)	九	八 三 了 (略)
	<p>商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）附則第十一条第一項の規定により重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の申請をする者</p>	(略)
	一件につき二万二千円	